

札幌市税条例の一部を改正する条例案

令和元年（2019年）5月13日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市税条例の一部を改正する条例

札幌市税条例（昭和25年条例第44号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第28条の7第1項中「第1号に掲げる寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「当該寄附金の額の合計額が」を「当該特例控除対象寄附金の額の合計額が」に改め、同項第1号中「特別区」の次に「(以下この条において「都道府県等」という。)」を加え、同条中第10項を第12項とし、同条第9項中「第3項」を「第5項」に、「第5項」を「第7項」に、「第7項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第8項中「第5項」を「第7項」に、「第6項」を「第8項」に改め、同項を同条第10項とし、同条中第7項を第9項とし、同条第6項中「第3項」を「第5項」に、「第4項」を「第6項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「同項第1号に掲げる寄附金」を「特例控除対象寄附金」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。
 - 2 前項の特例控除対象寄附金とは、同項第1号に掲げる寄附金であつて、法第314条の7第2項の規定による指定(次項において「指定」という。)を受けている都道府県等に対するものをいう。
 - 3 第1項の場合において、前項に規定する特例控除対象寄附金(次項において「特例控除対象寄附金」という。)であるかどうかの判定は、所得割の納税義務者が第1項第1号に掲げる寄附金を支出した時に当該寄附金を受領した都道府県等が指定をされているかどうかにより行うものとする。
- (2) 附則第4条の6第1項中「次条第1項及び第4項」を「次条第1項及び第

3項」に改める。

- (3) 附則第4条の6の2第1項中「平成43年度」を「令和13年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「平成33年」を「令和3年」に改め、同項を同条第3項とする。
- (4) 附則第4条の7各号列記以外の部分中「同条第2項第2号」を「同条第4項第2号」に、「第28条の7第2項」を「第28条の7第4項」に、「同条第1項第1号に掲げる寄附金」を「同条第2項に規定する特例控除対象寄附金（附則第4条の9及び附則第4条の10において「特例控除対象寄附金」という。）」に改め、同条第1号及び第2号中「第28条の7第2項第1号」を「第28条の7第4項第1号」に改める。
- (5) 附則第4条の8中「平成50年度」を「令和20年度」に、「及び第2項」を「及び第4項」に、「第28条の7第2項第1号」を「第28条の7第4項第1号」に改める。
- (6) 附則第4条の9第1項中「及び第2項」を「及び第4項」に、「によつて」を「により」に、「第28条の7第1項第1号に掲げる寄附金（以下この項及び次条において「地方団体等に対する寄附金」という。）」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体等に対する寄附金を」を「特例控除対象寄附金を」に、「都道府県、市町村又は特別区（以下この条及び次条において「地方団体等」という。）の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項において「都道府県知事等」という。）」に改め、同条第2項中「地方団体等の長」を「都道府県知事等」に改める。
- (7) 附則第4条の10第1項中「地方団体等に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に改め、「について」の次に「法附則第7条第12項又は」を加え、「においては」を「には」に、「及び第2項」を「及び第4項」に改め、同条第2項中「第28条の7第2項」を「第28条の7第4項」に改める。
- (8) 附則第15条の3第3項第2号、附則第15条の4第3項第3号、附則第16条第3項第2号、附則第18条第2項第2号、附則第18条の6第2項第2号、附則第18条の8第2項第2号及び第5項第2号並びに附則第18

条の9第2項第2号及び第5項第2号中「、同条第2項」を「、同条第4項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年6月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第4条の6及び附則第4条の6の2の改正規定並びに附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(個人の市民税に関する経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、改正後の札幌市税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第4条の6及び附則第4条の6の2の規定は、令和元年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例第28条の7第1項及び第4項並びに附則第4条の7第1項及び附則第4条の10第1項の規定の適用については、令和2年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第28条の7第1項	を支出し、当該特例控除対象寄附金	又は第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限り、これら）を支出し、これらの寄附金
第28条の7第4項	特例控除対象寄附金の額	特例控除対象寄附金の額及び同項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限り、これら）の額
附則第4条の7第1	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金（附

項	(附則第4条の9及び附則第4条の10において「特例控除対象寄附金」という。)の額	則第4条の9及び附則第4条の10において「特例控除対象寄附金」という。)の額及び第28条の7第1項第1号に掲げる寄附金(令和元年6月1日前に支出したものに限る。)の額
附則第4条の10第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は第28条の7第1項第1号に掲げる寄附金(令和元年6月1日前に支出したものに限る。)
	又は前条第3項の規定による申告特例通知書の送付	若しくは前条第3項の規定による申告特例通知書の送付又は地方税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第2号)附則第13条第7項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の法(以下この項において「旧法」という。)附則第7条第12項若しくは札幌市税条例の一部を改正する条例(令和元年条例第号)による改正前の札

		幌市税条例附則第4条の9第3項の規定による旧法附則第7条第8項若しくは同条例附則第4条の9第1項に規定する申告特例通知書の送付
	法附則第7条第13項	法附則第7条第13項又は旧法附則第7条第13項

5 新条例第28条の7第2項及び第3項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が施行日以後に支出する同条第1項第1号に掲げる寄附金について適用する。

6 新条例附則第4条の9第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が施行日以後に支出する新条例第28条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が施行日前に支出した改正前の札幌市税条例第28条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

(理由)

地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税について、寄附金税額控除の対象となる寄附金を総務大臣による指定を受けている都道府県等に対するものに限定するとともに、住宅借入金等特別税額控除の適用要件の見直しを行うため、本案を提出する。